

# 第11回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年11月25日(金)13時30分から

2. 開催場所 世羅町役場 南館3階 会議室2

3. 出席委員 13人

会長 1番 内海 武博

会長職務代理者 2番 作田 博 3番 折元 文則

4番 上野 悟 5番 安井 弘之 6番 夏見 弘則

7番 得納 逸二 8番 宮丸 和也 9番 鈴木 義昭

10番 荻田 光 11番 日南田貴美 13番 桜井 陽子

14番 島津 健治

農地利用最適化推進委員

4. 欠席委員 12番 吉儀 良弘

5. 議事録署名委員の指名 6番 夏見 弘則 9番 鈴木 義昭

6. 議事日程

## 第1 付議事項

議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について(1件3筆)

議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について(4件8筆)

議案第58号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地  
利用集積計画について(利用権設定)

議案第59号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定  
による農用地利用配分計画案について(利用権設定)

議案第60号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び農地中間管理事  
業の推進に関する法律第19条の2の規定による農用地利用  
集積計画について(一括方式)

## 第2 協議事項

(1) 下限面積(別段の面積)の設定について

(2) 農地法に基づく処分に係る審査基準等の改正について

(農地法関係事務処理ガイドライン及び農地法に関する各種証明事務  
ガイドラインの改正について)

## 第3 報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について

(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

(3) 非農地証明申請について(2件2筆)

(4) 農地転用(農業用施設)届出書の受理について

(5) 農地法第5条の規定による許可申請の取消しについて

(6) 農地法第4条の規定による意見聴取について(回答)

(7) 農業相談について

## 第4 連絡事項

(1) 今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 山口 徹 ・ 主査 澤井唯華

8. 委員・事務局職員以外の出席者 なし

9. 傍聴者 なし

10. 会議内容(議長 1番 内海 武博) (開会 13時30分)

事務局 はい、定刻となりましたので総会を開催いたします。注意事項といたしまして、総会中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてください。また、総会中、席を立たれるときは議長の了解を得て退席をしてください。それでは会長、ご挨拶をお願いします。

会長 はい、改めて皆さんこんにちは。朝晩めっきり寒くなりまして、お体の方はいかがでしょうか、また、世羅町においてもコロナがけっこう広がっております。十二分にご注意ください。そうは言いながらも、コロナと共生するという考え方がある程度、定着しつつあるのかという気がしています。政府の発表で飲食に関する規制等は考えていないような発表をしていましたのでそういった方向になっていくのかと。もう皆さん、4回目のワクチンは打たれましたか。これからは自分で管理する以外にはないのかと思っています。さて、今朝の読売新聞で「脱炭素 農林業が育てる」。桃やブドウの生産が盛んな山梨県は、土壌が貯留する炭素の量を年間0.4%増やす国際的な活動に参加した。収穫後に剪定した枝を焼却せず、炭にして炭素を残すことでCO<sup>2</sup>排出削減を狙う。と記事にありました。徐々にこういった取り組みをしていかないとならんのだろうなと思う次第でございます。

議長 はい、それでは第11回農業委員会総会を開会いたします。現在の在任委員は14人、本日の出席は13人です。12番の吉儀委員さんから欠席の報告がございました。世羅町農業委員会会議規則第6条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので総会は成立いたします。本日の総会の議事録署名者は、6番 夏見委員さん 9番 鈴木委員さんをお願いいたします。

(報告事項)

議長 それでは、付議事項に入る前に、他の権利設定等の関係から「報告事項(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。

事務局 はい、議案集50ページをご覧ください。「報告事項(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について」合意解約の関係でございます。今回、合意解約の関係が5件ございます。(以下5件23筆について議案集により報告。)説明については以上です。

(付議事項)

議長 はい、次に付議事項に入りますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、推進委員は1名のみ入室し、事務局からの説明及び推進委員からの報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたいと思いますので、よろしく申し上げます。また、待機場所が密となるため、報告が終わられた推進委員は、お帰りいただく事とします。

(議案第56号)

議長 それでは、議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」(1

件3筆)を議題といたします。

報告をしていただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

はい、議案集1ページをご覧ください。議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。(議案集により申請内容及び現地調査内容について朗読説明。)

(議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容)

譲受人	譲渡人	理由(渡・受人)	現地調査委員	現況地目	地積
		(渡) 財産処分。 (受) 空き家バンクで農地を取得し管理する。	中村 神尾 綿谷	畑3筆	486㎡

事務局からは以上です。

議長

はい、1件目について中村委員さんより報告をお願いします。

中村委員

失礼します。16日に朝8時から、神尾さん・綿谷さんと現地確認に行きました。現地確認したところ、周りも、現地もきれいに草を刈ってあり、管理がしてありました。周辺にも影響ないということで3人の意見が一致しました。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑意見はありませんか。

議長

ありませんか。

議長

質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退室)

議長

それでは、採決いたします。申請通り許可として取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

議長

はい、全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第57号)

議長

それでは、議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」(4件8筆)を議題とします。報告をしていただきます推進委員さんの入室をお願いします。

議長

それでは事務局の説明を求めます。

事務局

はい、議案集8ページをご覧ください。議案第57号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。(議案集により1件目について朗読説明。)(議案第57号の内容「農地法第5条の規定による許可申請について」)

譲受人	譲渡人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	備考
	田邊 重實	田1筆 1,440㎡	太陽光発電設備	行吉・勝見・黒木啓	第2種農地 農用地区域外

(使用貸借権設定)		田 1 筆 1,737 m <sup>2</sup>	農地改良(基盤整備) に伴う一時転用	堀田・是竹・茶谷	第 2 種農地 農振農用地区域
(使用貸借権設定)		畑 4 筆 7,010 m <sup>2</sup>	資材置場・倉庫・ 進入路・駐車場 (始末書添付)	綴治谷・真野・梅田	第 2 種農地 農用地区域除外予定
(地上権設定)		田 2 筆 921 m <sup>2</sup>	太陽光発電設備	宮迫・松尾・村田	第 2 種農地 農用地区域除外予定

議長 はい、1 件目について行吉委員さんより報告をお願いします。

行吉委員 はい、推進委員行吉が、1 件目について報告いたします。11 月 20 日 9 時より、黒木委員、勝見委員の 3 名で現地確認を行いました。場所は 10 ページの右側図面で、XXXXXXXXXX 3 枚の田圃です。この場所は、譲受人が体調を崩されて、息子さんが草取り管理されていたんですが、5・6 年は耕作されていない状況でした。今回、太陽光発電をされるということですが、土地造成無しで、土地の流出無し、農地の日照は支障なし、農地の風通し影響なし、用水なし、排水、雨水処理は農地の排水を利用して、汚水はなしということでした。審議の程宜しくをお願いします。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。  
(推進委員退室)

議長 次の件を報告していただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。  
(議案集により 2 件目について朗読説明。)

議長 2 件目について堀田委員さんより報告をお願いします。

堀田委員 失礼いたします。11 月 16 日に、是竹委員・茶谷委員と 3 名でこの現地調査を行いました。現地は、XXXXXXXXXX 池の下にある農地でございます、山沿いの農地で面積が 1,737 m<sup>2</sup> くらいあります。この農地は、以前、これから権利設定で利用される法人の代表者さんが耕作をされておりましたが、排水が非常に悪い、イノシシは出る。というふうなことで、「もう耕作はせん」と言うふうな話を伺っておりました。地権者さんから「何とかならんじゃろうか」と言うふうな相談がありました。私としては、「農地中間管理機構へお願いして、耕作者を探したらどうですか」と言うふうなお話をいたしました。今年 1 年は、結局、耕作者が現れずにそのままになっておりました。この度、この農地を農地改良をして将来的に耕作をするというふうなことでございました。いずれ所有権を取得されるというふうなお話も伺っておりましたが、XXXXXXXXXX は 1 番地になっておりますが、3 枚に分かれております。写真の広い方の一番下にありまして、2 枚ほど小さい農地がひっついております。この手前をかさ上げをしまして、上の田圃とレベルを一緒にして 1 枚にして、耕作をするということでございます。5 条申請がどういうことなのか、色々調べてみましたところ、

農地所有者以外の者が、農地造成を行う場合は、農地造成を行う時期・期間にかかわらず、耕作目的ではない、農地の一時使用として、農地法第5条1項に基づく一時転用許可が必要というふうなことが、その農地法関係の書類に書いてありました。それで5条申請によって、一時転用をかけて農地改良を行う。その後、おそらく3条申請が出るというふうに思っております。現状はほとんどに山ほitoriで条件の悪いところでございますが、かさ上げをして、農地として使用されるのは優良農地の確保の点から見ても、妥当ではないか、と3人の意見が一致したところでございます。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑意見はありませんか。

議長 はい、10番委員さん。

10番 はい、10番荻田です。この改良届ですけど、土は、どこからか持ってこられるんですか。

堀田委員 そうです。山の崩れたところであるとか、そういうふうな土を持ってきたり、多少建設残土が入るかも分かりませんが、そういうものを持ってきて、かさ上げをする。だから期間はかなりかかる、一年くらいかかるんじゃないかと思うんですが、その様な状況でございました。

議長 よろしいですか。

10番 はい。

議長 他にありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。  
(推進委員退室)

議長 次の件を報告していただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により3件目について朗読説明。)

議長 はい、3件目について鍛冶谷委員さんより報告をお願いします。

鍛冶谷委員 こんにちは。先週の日曜日(11/20)、お昼から、真野さんと梅田さんと現地の確認に行きまして、昔を知っていた土地とはかなり現状が変わっていたというような現状であって、始末書も提出していただいたということ、今の現状ではどうにもならないのかなという感じでした。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑意見はありませんか。

議長 はい、10番委員さん。

10番 はい、10番荻田です。こういった場合、何も建っていないし始末書っているんですかね。造成のことではあるんですかね。どういう始末書があるんですか。

議長 現地を確認に我々も行ったんです。その時にすでに倉庫が建っていた。ということでそれに対する始末書というふうにお考えください。

10番 はい。

議長 よろしいでしょうか。

10番 はい。  
議長 はい、他にはありませんか。  
議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。  
(推進委員退室)

議長 次の件を報告していただく推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案集により4件目について朗読説明。)

議長 はい、4件目について宮迫委員さんより報告をお願いします。

宮迫委員 はい、お願いいたします。この件に関しまして、11月16日8時から、松尾委員、村田委員、宮迫の3名で現地を確認いたしました。結果、土砂の流出等は、特に被害を生じる恐れはありません。周辺の農地に特に影響もありません。用水は必要としません。排水、雨水は水路へ放出されます。汚水等は発生しません。現地について特に気になる点はありませんでした。以上確認したことを報告します。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。  
(推進委員退室)

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可するものとして取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。また、2件目、3件目につきましては、広島県農業会議へ意見聴取いたします。ありがとうございました。

(議案第58号・59号)

議長 それでは、議案第58号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)」及び議案第59号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地配分計画案について(利用権設定)」は、関連がありますので一括で議題とします。

議長 この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。それでは別冊議案第58号「農用地利用集積計画作成について」について説明させていただきます。2ページをお開きください。農用地利用集積計画の集計について、説明させていただきます。農用地利用集積計画の集計について読み上げさせていただきます。

(以下、1期間・2新規再設定・3貸借手数・4地目別について、農用地利用集積計画の集計を概略説明)。

甲山地区	7筆	3,101㎡	世羅地区	4筆	4,038㎡
世羅西地区	4筆	5,473㎡	合計	15筆	12,612㎡

続いて別冊議案第59号「農用地利用配分計画の作成について」農地中間管

理機構の広島県森林整備・農業振興財団から配分計画されたものになります。世羅地区4筆 4,038 m<sup>2</sup>を(農)風舎さんへ配分する計画が出されております。説明については以上です。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、どうも、全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第60号)

議長 続きまして、議案第60号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定による農用地利用集積計画について(一括方式)」を議題とします。

議長 この議案は、世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。事務局の説明を求めます。それから、この件に関することで17日の研修会でも話が出ましたとおりまだ、詳細が判明しておりません。この部分については、また判明し次第、皆様方にお伝えするということになっておりますのでその件へのご質問はお控えいただくようご了承ください。それでは事務局をお願いします。

事務局 失礼します。それでは、別冊議案第60号「農用地利用集積計画(一括方式)の作成」について説明します。まずは、説明の前に当日配布資料をご覧ください。上の枠がこれまでの方法、下の枠がこの一括方式での方法です。農地中間管理機構を利用して利用権の設定をするときは、まず農地の所有者から農地中間管理機構に貸して農地中間管理機構へ利用権の設定がされます。中間管理機構へ利用権が設定されたことを世羅町で告示します。告示後、農地中間管理機構へ集積した農地を耕作者へ配分しそれを広島県で告示されるというのがこれまでの流れとなります。世羅町での告示から広島県での告示まで大体1~2週間くらい時間がかかります。広島県の告示の翌日から、耕作者の権利が有効になります。上枠が今、説明したこれまでの方法になりまして、先ほどご審議いただいた議案第58号の農用地利用集積計画が、農地所有者から機構へ、第59号の農用地利用者配分計画が、機構から耕作者への流れでございます。この度の議案第60号についてですが、この、二段階になっている手続きを一括に行う方法による農用地利用集積計画になります。下枠、下線「農用地利用集積計画において当該農地中間管理機構が賃借権の設定を受ける農用地等について同時に賃借権の設定等を行う場合には、農用地利用配分計画によらず、当該賃借権の設定等を行うことができる」とあります。議案第60号はこの方法により、一括で作成した農用地利用配分計画について諮問されたものです。この一括方式による計画は、農地中間管理機構が今後、一括方式へシフトする方向へ検討されていることから、この度作成された計画です。これは、先程、会

長からありましたように、2年後の改正の事務の流れと同じような流れを作っ  
て慣らしておきたいということで作成されたものになります。内容については  
これまでと変わりありませんが、これにより先ほど広島県の告示までの期間が  
短縮され、耕作者への権利が早くつくようになります。それであれば今回の議  
案第 59 号の農用地利用配分計画も一括でできたのではないかと思われるか  
も知らないのですが、一括方式と一括方式でないものの申請される様式が異な  
るようです。それぞれの申請のタイミングによって、今回混在しているよう  
です。また、出来るだけ方法は統一してほしいと機構へは伝えておりますが、今  
後もこの混在するケースが発生することがあると思います。

それでは別冊議案第 60 号「農用地利用集積計画一括方式の作成について」  
説明いたします。全て農地中間管理機構を利用したものになります。

(以下、1 期間・2 新規再設定・3 貸借手数・4 地目別について、農用地利用  
集積計画の集計を概略説明)。

世羅地区 5 筆 8,552 m<sup>2</sup> (世羅地区集計誤りにより修正)

世羅西地区 5 筆 6,242 m<sup>2</sup> 合 計 10 筆 14,794 m<sup>2</sup>

3 ページをお開きください。薄い青色を付けている農用地の転貸を受ける者  
が耕作をする方、その横が利用権の設定をする者の欄が農地の所有者、一番右  
側の薄い青色の利用権の設定を受ける者兼転貸を行う者が、農地中間管理機構  
である一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団と言う形で表記しており  
ます。世羅地区 4 筆 7,522 m<sup>2</sup>を(株)恵さん、1 筆 1,030 m<sup>2</sup>を(農)せら富士屋さ  
ん、世羅西地区 5 筆 6,242 m<sup>2</sup>を(農)穂 MINORI さんが、耕作される計画が出  
ております。説明については以上です。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、6 番委員。

6 番 世羅地区は、5 筆 7,522 m<sup>2</sup>で集計と合いませんが。

事務局 すみません。世羅地区の合計が 5 筆 7,522 m<sup>2</sup>になっておりますが、5 筆で  
8,552 m<sup>2</sup>に修正をお願いします。(修正した集計表は、次回総会までに配布)

議長 はい、他にはありませんか。

議長 はい、5 番委員さん。

5 番 一括方式言うのは、今までは県に預けて、それからまた県から借りる形にな  
っていたのが、財団を通らずにできるということではないんですね。

議長 では、事務局。

事務局 はい。一括方式になりますので、機構は通しますが、書類上は一括になる形  
をとっているというものですので、機構は必ず通るものになります。

5 番 機構以外はどうなるんですか。

議長 事務局。

事務局 はい、農地中間管理機構を利用されない、一般的な利用権設定はこれまで通  
りです。

5 番 どうやって分けるんですか。

事務局 今回で言う所の議案第 58 号の一般的な利用権設定の集積計画と議案第 60



号の農用地利用集積計画と一括方式の計画、2種類の計画になってくると思います。

5番 事務局 一括方式言うのは、機構を通した時だけなるんですか。

事務局 そうです。

5番 議長 はい分かりました。ありがとうございました。

議長 よろしいですか。

5番 議長 はい。

議長 他にはありませんか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

議長 本日の議案は全てご審議いただきましたので、ここで協議事項に移らせていただきます。併せて議長も交代いたします。作田副会長よろしくお願ひいたします。

(議長交代・2番 作田 博)

(議長交代 14 時 15 分)

(協議事項)

議長 はい、それでは協議事項(1)「下限面積(別段の面積)の設定について」事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは議案集49ページをご覧ください。協議事項(1)「下限面積(別段の面積)の設定について(案)」でございます。令和4年第10回総会の議案第52号におきまして、農地法第3条の許可処分をしたため、解除するものでございます。以上でございます。

議長 事務局の説明がおわかりました。何か質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 それでは、原案通りとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長 採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、全員挙手により、案が成立しました。

議長 それでは協議事項(2)「農地法に基づく処分に係る審査基準等の改正について」(農地法関係事務処理ガイドライン及び農地法に関する各種証明事務ガイドラインの改正について)事務局の説明を求めます。

事務局 はい、別冊の協議事項(2)「農地法に基づく処分に係る審査基準等の改正について」をごらんください。この改正につきましては、主な改正点といたしまして2ページから4ページまでですね。それぞれに記載してありますが、主には、国のガイドラインが改正になり様式が改正になったものがほとんどです。それ以外で主な点といたしまして、左側の項目、上から2つ目に審査基準というのがございます。こちらの1番で、「転用に係る一般基準の3年3作以上の耕作」という要件がございましたが、簡素化により、一般基準に係る3年3作の記述を削除するということが改正が行われております。これにつきましては、法的には削除ということでございますので、そういったものはなくなりますが、申請時には口頭等で耕作意思について確認しながら今後進めて行くよう

になるんじゃないか言うふうには思っているところでございます。主な改正点といたしましては以上のところでございます。

1番 ちよっといいですか。

議長 どうぞ。

1番 はい、皆さんお手元の70ページを見ていただきますと、非農地判断についてという項目がありますので、ここはこれからの農地パトロール等々においてですね、役に立とうかと思いますので是非読んでおいてください。以上です。

議長 事務局の説明がおわりました。何か質疑・意見はありませんか。

議長 どうぞ、8番委員さん。

8番 8番宮丸です。30ページ「農地転用許可事務の適正化及び簡素化について」というところで、改正後が全て赤字で書いてあるんですが、事務の簡素化について、適正化については賛成ですが、国からの各地方へ降りてきた中身だろうと思うので当然なんですけども、改正の留意点等を説明をしていただく場があると良いと言うふうに思っています。先ほど会長さんの方からありました70ページの非農地の判断、それから今、私が言った所ですが31ページの下段、農地転用許可事務のばらつきに係る個別の留意点等書いてありますが、おそらく、30ページの冒頭にも書いてありますが、各市町で農地転用手続きの転用のばらつきと言うのが各市町であったんだろうと。その中で、ここのばらつきをないようにしようと言うのが具体的な内容で書かれているんだろうと思うんです。そこらを少し教えていただければ、今後、具体的に転用とかの質問を受けた時に回答がしやすい言うふうに考えます。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。事務局。

事務局 はい、それでは宮丸委員さんのご指摘なり、ご提案があったことにつきまして、今回の改正についていわゆる留意点等の説明ですね、こう言ったところについても確かに出来るだけ分かり易く説明があった方が良くと思いますので、役員会等で検討していただいでですね、どの場でどれくらいの時間、どういった内容が出来るかと言うのもありますので、前向きに検討させていただいて、できるだけ設けさせてもらうということで進めさせていただきたいと思えます。

議長 はい、ありがとうございます。

8番 よろしく願いいたします。

1番 もう一点いいですか。

1番 今の話、件につきましてですね、今年の4月に全戸に転用についてチラシを配布してもらいました。それと同じようにですね、第2弾として、この転用についての動きですか、そういうふうな事もしていければいいかなと言うふうに、事務局と話をしたところです。以上です。

議長 その他、ありますか。

議長 ございませんか。

議長 それでは、原案どおりとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長 採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

議長 はい、全員挙手により、案が成立しました。

(報告事項)

議長 それでは、報告事項(1)については冒頭に報告がありましたので、報告事項(2)「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集52ページをご覧ください。報告事項(2)「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」相続の関係でございます。(以下議案集により朗読説明)

(報告事項(2)「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」の内容)

権利を取得した者	当該農地	地目地積	権利を取得した日	権利を取得した事由
■■■■	■■■■	畑1筆 計66㎡	H26年11月21日	■■■■より相続

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項(3)「非農地証明申請について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集53ページをご覧ください。報告事項(3)「非農地証明申請について」でございます。(以下議案集により朗読説明。)

(報告事項(3)「非農地証明申請について(2件2筆)」の内容)

申請人	当該農地	地目地積	かい廃年月日	証明を受けようとする地目	現地調査委員
■■■■	■■■■	畑1筆 59㎡ (現況墓地) (始末書提出)	H17年頃	地目変更	真野・鍛冶谷・梅田
(現地確認)11月17日に3名の委員で実施され、問題ないというご意見をいただいております。					
■■■■	■■■■	畑1筆 121㎡ (現況雑種地) (始末書提出)	S50年頃	地目変更	若山・溝上・下野
(現地確認)11月19日に3名の委員で実施され、問題ないというご意見をいただいております。					

以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項(4)「農地転用(農業用施設)届出書の受理について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集60ページをご覧ください。報告事項(4)「農地転用(農業用施設)届出書の受理について」です。(以下議案集により朗読説明。)

(報告事項(4)「農地転用(農業用施設)届出書の受理について」の内容)

届出人	当該農地	地目地積	事業概要	土地利用計画
■■■■	■■■■	田1筆199㎡ (現況雑種地)	農業用倉庫1棟 (始末書提出)	農用地区域 用途区分変更予定

これは、農地法施行規則第 29 条第 1 項農地の転用例外に該当するもので、農地法第 4 条の例外で、農地法第 5 条は対象にはなりません。以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項（5）「農地法第 5 条の規定による許可申請の取消しについて」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集 65 ページをご覧ください。報告事項（5）「農地法第 5 条の規定による許可申請の取消しについて」です。（以下議案集により朗読説明。）  
（報告事項（5）「農地法第 5 条の規定による許可申請の取消しについて」の内容）

申請者	当該農地等	転用目的及び 議案内容	取消理由
(受) [黒塗り] (渡) [黒塗り]	[黒塗り] 田 2 筆 1,165 m <sup>2</sup> 第 2 種農地 農用地区域外	太陽光発電設備 R4.2.25 開催 令和 4 年第 2 回総会 議案第 8 号 (審議結果 許可)	予定していた工期が守られない、賃借時期が 明確化されていない、草刈等の土地管理の対 応状況にも心配を感じていたところ、別な太 陽光発電業者との契約予定となり、譲渡人か ら解約の申し出を行い、承諾を得たため。
(受) [黒塗り] (渡) [黒塗り]	[黒塗り] 田 1 筆 538 m <sup>2</sup> 第 2 種農地 農用地区域外	太陽光発電設備 R4.2.25 開催 令和 4 年第 2 回総会 議案第 8 号 (審議結果 許可)	予定していた工期が守られない、賃借時期が 明確化されていない、草刈等の土地管理の対 応状況にも心配を感じていたところ、別な太 陽光発電業者との契約予定となり、譲渡人か ら解約の申し出を行い、承諾を得たため。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項（6）「農地法第 4 条の規定による意見聴取について（回答）」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集 66 ページをご覧ください。報告事項（6）「農地法第 4 条の規定による意見聴取について（回答）」です。第 9 回農業委員会総会議案第 47 号にて許可相当と取り扱ったものでございます。県の農業会議から異議はありません。という回答が来ておりますので許可書を出しております。以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項（7）「農業相談について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集 67 ページをご覧ください。報告事項（7）「農業相談について」でございますが、相談日は令和 4 年 11 月 2 日（水）、場所、大田自治センター、相談員は鈴木委員と上野委員でございます。特に相談者がありませんでしたので報告させていただきます。以上です。

議長 事務局からの報告が終わりました。

（連絡事項）

議長 それでは、連絡事項（1）「今後の日程について」事務局から連絡をお願いします。

事務局 はい、それでは、議案集 68 ページをご覧ください。連絡事項（1）「今後の日程」でございます。（以下、議案集により朗読説明）

(連絡事項(1)「今後の日程について」内容)

月日	内 容	場 所	出席予定者	備 考
12月7日	農業相談	大見自治センター	荻田委員 安井委員	9:30~ 11:45
12月9日	世羅町農業委員会役員会	世羅町役場南館2階 打ち合わせ室	役員全員	9:30~
12月21日	令和4年度農業委員・ 農地利用最適化推進委 員ブロック研修会	尾道市 しまなみ交流館	農業委員 農地利用最適 化推進委員	
12月22日	第12回世羅町 農業委員会総会	世羅町役場南館3階 会議室2	委員全員	13:30~

以上です。

議長 その他、事務局から何かありますか。

事務局 (なし)

議長 委員の皆さん何か連絡する事がありますか。

議長 はい、どうぞ10番委員。

10番 10番荻田です。ちょっと教えてほしいんですが、53ページ報告事項3の非農地証明申請2件目と、60ページ報告事項4の農業用施設届出、これ内容同じなんですけど、なんで農地転用と非農地証明に分かれとるんですか。

議長 はい、事務局。

事務局 ちょっとお時間いただけますか。

議長 ちょっと休憩してください。 (休憩 14時33分)

議長 はい、休憩を閉じて先ほどの質問の事で事務局から説明をしていただきます。

(再開 14時47分)

事務局 ではすみません、失礼します。60ページの方をまずはご覧ください、こちらは農業用倉庫ということで、一番右側に「農用区域、用途区分変更予定」となっておりまして、令和4年12月15日に農用地から農業用施設へ農振の用途区分がされる予定の日になっております。この日を以ってこの農地は、農地を農地としない受理をさせていただく日になります。戻っていただいて53ページの方なんですけど、こちら右から2個目の枠、種別の欄「農振農用区域」となっております。こちらも同じように、農業用施設用地の先ほどの60ページと同じ申請をした場合、令和4年12月15日を待たないと、この許可は出ない状況でありました。それで、この非農地証明の方についてですが農振農用区域から外す場合の手続きなんですけど、転用だと農振を除外してから転用の手続きになるんですけど、非農地証明に限っては、非農地証明をした後に農振の除外が出来るような農振の制度になっております。この申請農地は急ぎで許可が欲しいということだったようで、非農地証明申請で受け付けをして今日許可が出れば許可書を出す様な形になりますので、2通りの受付をさせていただいております。

議長 はい。

議長

その他何かありますか。

議長

はい、ありがとうございました。これを持ちまして第11回世羅町農業委員会総会を終了します。本日の会場の片付けは、8番委員さんから14番委員さんをお願いします。よろしくお願いいたします。

(閉会)

(閉会 14時51分)